

南魚沼市行政ポイントを利用しませんか？

【問合せ】企画政策課 ☎773・6672

市の各種事業への参加促進と市内経済の活性化に寄与することを目的に、行政ポイントを付与しています。行政ポイントは1ポイント1円として「米っこカード」加盟店でお買い物などにご利用いただけます。

ポイント利用の流れ

1. 対象事業に参加する、対象施設を利用する
2. 米っこカード、米っこカードアプリでポイントを受け取る
対象事業の会場、対象施設、加盟店でカードを発行します。米っこカードアプリの登録には、米っこカードが必要です。
3. ポイントを使用する
南魚沼ポイント会の加盟店での買い物に使えます。会計時に使用したいポイント数を伝えてください。

詳しくは



令和8年度行政ポイント対象事業一覧

事業名（随時追加）	ポイント数	ポイント対象者	担当課
市図書館の利用	1ポイント（1日1回）	市図書館で本を借りる人	図書センター
ディスポート南魚沼の利用	1ポイント（1日1回）	運動のためディスポート南魚沼を利用する人	生涯スポーツ課
子育ての駅ほのぼのの利用	1ポイント（1日1回）	託児や相談などで子育ての駅ほのぼのを利用する人	子育て支援課
書架整理ボランティア	1ポイント（1回参加）	市図書館での書架整理ボランティアの参加者	図書センター
普通救命講習、上級救命講習 応急手当普及員再講習	50ポイント	講習の修了者	消防本部
筋力づくりサポーター養成講座	200ポイント引換券	講座を受講し、筋力づくりサポーターに新規登録する人	介護高齢課
食生活改善推進員養成講座	200ポイント引換券	講座を受講し、食生活改善推進員に新規登録する人	健康推進課
手話奉仕員養成講座	100ポイント引換券	講座の修了者	福祉課
男女共同参画地域セミナー	50ポイント	男女共同参画地域セミナー参加者	企画政策課
防災士養成講座	50ポイント	講座の修了者	総務課

大学生などの保護者に給付金を支給します（国の重点支援地方交付金活用事業）

【問合せ・申込み】子育て支援課 子育て応援係 ☎773・6822

大学などの高等教育を受けている学生を育てる父母などに、物価高騰に伴う負担を軽減し、次代を担う学生の育成を応援するため給付金を支給します。給付金を受け取るには、申請が必要です。

支給額 扶養する学生1人当たり30,000円

給付の対象者 次の要件をすべて満たす父母など

- ・平成8年4月2日～平成20年4月1日に生まれた学生を扶養している
- ・申請日に市に住民登録されている

※令和7年度の給付の対象者で、今年度も対象となる場合も申請が必要です

学生の要件 学校教育法に定める大学、短期大学、高等専門学校（4、5年生）、専修学校、各種学校、これに準ずる海外の大学に在学する学生

※対象となる学校は、文部科学省ウェブサイトから確認することができます。身分が公務員となる特定の大学（防衛大学校、税務大学校など）や、企業に在籍する社会人学生は対象外

申請に必要なもの

- ・支給申請書（各庁舎の窓口で配布、市ウェブサイトからダウンロードできます）
- ・学生証の写しまたは在学証明書
- ・保護者名義の預金通帳など
- ・保護者の本人確認書類（運転免許証など）

※その他の書類が必要となる場合あり

申請期間 5月1日（金）～10月30日（金）

申請先 子育て支援課、大和・塩沢市民センター

詳しくは

